

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務仕様書

1 事業の名称

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業

2 事業実施期間

事業実施期間は、令和7年9月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、市と事業者の協議により令和10年3月31日までに事業を終了することがある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市が令和10年3月31日までに事業を終了する場合において、市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。

3 事業の目的

香芝市立保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「市立保育所等」という。）で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）を月額で定額制で利用できる「紙おむつ等定額利用サービス」（以下「サービス」という。）を導入し、児童を預ける際に紙おむつ等を持参する保護者及びそれらを児童ごとに管理する保育士等の負担軽減を図る。

また、災害時の紙おむつ等の在庫確保を目的とする。

4 事業に関する業務の内容

(1) サービスの利用に関する契約

サービスの利用を希望する児童の保護者は、直接事業者へ申込みを行い、事業者と直接契約を行うものとする。なお、サービスの利用は、各保護者の任意とし、1月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。また、サービスの利用に関する契約は、児童1人につき1契約とする。

サービスは、月額の定額制とし、紙おむつのサイズ及びタイプに応じた料金設定は、行わないこととする。

なお、本市及び市立保育所等は、契約当事者となることはなく、契約の締結及び解除並びに解約並びに利用料金の徴収等には一切関与しないが、

サービスの利用に関する契約の内容は、本市と事業者が別途締結する協定書及び本仕様書の内容に反しないものでなければならない。

(2) 紙おむつ等の提供

事業者は、サービスの利用に関する契約を締結した保護者（以下「契約者」という。）の児童に対し、市立保育所等で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。

事業者は、契約者の確認ができる資料を市立保育所等に提供し、契約者に変更がある場合は、遅滞なく市立保育所等に報告する。

(3) 市立保育所等への紙おむつ等の納品

事業者は、市立保育所等からの連絡を受けて、サービスに係る紙おむつ等を当該市立保育所等に直接納品する。なお、納品する日時は、事業者と市立保育所等で協議して決定する。

(4) 紙おむつ等の規格

紙おむつ等は、日本国内で広く認知されており保護者が安心して利用できる品質のものとする。紙おむつは、利用する児童の年齢や体格等に応じた必要なサイズ（S、M、L、BIG等）及びタイプ（テープ及びパンツ）を取り扱うこととし、全ての規格において同一メーカーの製品を提供することとする。おしりふきは、アルコールを含まないものとし、1製品のみを提供することとする。

サービスに係る紙おむつ等は、新品であることとする。また、不良品への対応については、市と事業者があらかじめ協議して定めるものとする。

(5) 契約者からの利用料金の徴収等

契約者からの利用料金の徴収及び契約者への利用料金の還付は、事業者が行う。

(6) 問合せ対応

事業者は、サービスに関する保護者や市内保育所等からの問合せについて、適切に対応できるよう、専用の相談窓口等を設置することとする。また、サービスに関する苦情や要望には誠実に対応するものとし、提供される紙おむつ等の使用に伴う苦情（肌荒れ等健康被害に関するものを含む。）についても同様とする。

(7) 市立保育所等及び保護者への周知

事業者は、サービスを円滑に導入できるよう、令和7年8月下旬までに市立保育所等の職員等への説明会を実施するとともに、市立保育所等向け

の説明資料及びマニュアル、保護者向けの説明資料及び利用申込書等を作成することとする。

保護者に対しては、サービス開始前に説明資料を配布すること等により、本事業の周知を図る。

(8) 対象となる市立保育所等

対象となる市立保育所等は、次のとおりとする。なお、各施設に契約者がある限り、サービスを提供するものとする。

番 号	施 設 名	施 設 の 住 所	0 歳 から 2 歳 までの 児 童
1	若葉保育所	香芝市下田西二丁目 6 番 2 7 号	6 2 人
2	五位堂保育所	香芝市五位堂三丁目 4 6 4 番地 1	5 8 人
3	二上保育所	香芝市畑四丁目 5 4 5 番地	4 7 人
4	みつわ保育所	香芝市良福寺 4 1 9 番地	7 4 人
5	真美ヶ丘保育所	香芝市真美ヶ丘六丁目 9 番 1 号	5 3 人
6	認定こども園 鎌田幼稚園	香芝市鎌田 3 6 4 番地 1	
7	認定こども園 下田幼稚園	香芝市下田西二丁目 9 番 2 3 号	
8	認定こども園 真美ヶ丘東幼稚園	香芝市真美ヶ丘三丁目 3 番 2 4 号	
9	五位堂幼稚園	香芝市五位堂二丁目 3 4 5 番地 1	
1 0	二上幼稚園	香芝市畑四丁目 6 0 8 番地	
1 1	三和幼稚園	香芝市良福寺 6 6 6 番地	
1 2	旭ヶ丘幼稚園	香芝市旭ヶ丘三丁目 1 1 番地 1	

備考

- 1 6、7、8、11及び12番の施設は、3歳児以上の受入れを行う施設であり、申込者は、各園若干名の見込みである。
- 2 9及び10番の施設は、4歳児以上の受入れを行う施設であり、申込者は、各園若干名の見込みである。
- 3 人数は、令和7年6月1日現在の入所児童数である。

(9) 災害時の協力

本市に災害対策本部が設置された場合において、本市が事業者に要請したときは、市立保育所等が保管する未使用の紙おむつ等は、サービスの利用にかかわらず、本市の判断において使用することができるものとする。

この場合において、保管している紙おむつ等の精算方法については、市と事業者があらかじめ協議して定めるものとする。

5 その他

- (1) 事業者は、個人情報の管理を適切に行い、万が一個人情報等の漏えいが生じた場合には、直ちに対象者、漏えいした可能性のある情報の内容、想定される影響を香芝市子ども家庭部保育幼稚園課に報告し、及び速やかに対応策を講じるとともに、原因及び改善策を1月以内に報告すること。1月以内に原因の特定及び改善策を講じることができない場合は、その時点までに判明している情報を1月以内に報告するとともに、原因の特定及び改善策を講じるまでの間、毎月報告を行うこと。
- (2) サービスの提供に当たって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、事業者が負担すること。
- (3) サービスの提供開始後に、利用料金等サービスの要素となる事項に変更が生じる場合は、事前に市と協議の上、契約者に通知すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて市と事業者が協議して定めること。